

# ウイルスバスターオプション規約

## 第1条 (規約の適用等)

1. ウイルスバスターオプション規約（以下「本規約」という）は、トレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」という）が著作権等の権利を有し、「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版」の名称で提供するソフトウェア製品および、それに付随する各種情報等（以下「本サービス」と総称する）を LINE モバイル株式会社（以下「当社」という）から購入される方（以下「契約者」という）に適用されます。
2. 用語の定義および本規約に記載のない事項は、本規約において別途定めるものを除き、LINE モバイル サービス利用規約に従うものとし、本規約と利用規約が抵触する場合は本規約が優先するものとします。
3. 当社は、当社が必要と判断する場合、本サービスの目的の範囲内で、本規約を変更することができます。この場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日を、当該効力発生日より前に、[LINE モバイル ウェブサイト](#)上の適宜の場所への掲示その他当社が適当と判断する方法により周知します。本規約の変更は、周知された効力発生日からその効力を生じるものとします。

## 第2条 (本サービスの提供主体)

本サービスは、トレンドマイクロが提供します。

## 第3条 (本サービス契約の成立等)

1. 当社と契約者の間で締結される本サービスの購入に係る契約（以下「本サービス契約」という）は、本サービス契約の申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立します。かかる承諾は、当社所定の方法で契約者へ通知します。
2. 契約者は、本サービスの利用に関し、トレンドマイクロが提供する「[ウイルスバスター使用許諾契約書](#)」（以下「ライセンス契約」という）の内容に同意しなければなりません。ライセンス契約は、本サービスに関するソフトウェアをインストールする際に、ライセンス契約に承諾することにより成立します。

## 第4条 (申込条件)

1. 本サービス契約の申し込みは、LINE モバイル サービス利用規約に同意した方のみとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス契約の申し込みを承諾しない場合があります。
  - ① 申込情報に虚偽の情報があった場合
  - ② 当社に対する債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - ③ 当社の業務遂行上支障がある場合
  - ④ その他当社が申し込みを承諾することにつき不相当と合理的に判断した場合

3. 前項に定める場合において、本サービス契約の申し込みをしようとする方は、本規約の他、ライセンス契約に同意の上で、本サービス契約に申し込まなければなりません。

## 第5条 (本サービスの利用)

1. 当社は、本サービス契約の成立後遅滞なく、契約者に対し、本サービスに関するソフトウェアのダウンロードに必要な情報を、当社所定の方法により提供するものとします。
2. 本サービスの課金開始日は、次のとおりです。
  - ① 主契約（当社と契約者の間で締結される LINE モバイル サービスの利用に係る契約をいう。以下同じ）と同時に本サービスを申し込む場合：主契約の課金開始日と同日
  - ② 主契約の締結後に本サービスを申し込む場合：本サービスの申込完了日の翌日
3. 契約者は、本サービスを利用するため、当社所定の方法により通知する指示に従って、所定の手続を行う必要があります。
4. 本サービスは、ライセンス契約に定める制限が適用されることがあります。

## 第6条 (料金等)

1. 契約者は、当社が定める本サービスの料金として下表に定める料金を、当社が別途定める場合を除き、当社が定める支払期日に当社に支払うものとします。なお、料金について、日割計算は行われません。

月額利用料金（税抜）	月額 420 円
------------	----------

2. 料金は、本サービスの課金開始月より発生します。
3. 第 1 項に定める本サービスの料金は、LINE モバイル サービスの利用に係る料金に準ずるものとして、当該料金に適用される利用規約の各規定を準用します。

## 第7条 (本サービスの変更)

1. 当社は、当社またはトレンドマイクロの事情により、本サービスを変更することができます。
2. 当社は、前項の定めにより当社が本サービスを変更した場合、契約者に対して何ら責任を負いません。

## 第8条 (本サービスの終了)

1. 当社は、契約者に事前に通知または公表することにより、本サービスの全部または一部を終了することができます。
2. 当社は、前項の定めにより当社が本サービスの全部または一部を終了した場合、契約者に対して何ら責任を負いません。

## 第9条 (免責)

1. 当社は、自らの故意または重過失による場合を除き、その原因の如何を問わず、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。
2. 当社は、自らの故意または重過失により契約者に損害が生じた場合、通常生ずべき損害のみ賠償する責任を負い、逸失利益、データの消失、事業機会の喪失または中断その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負いません。また、この場合において、当社が契約者に賠償する損害の額は、契約者から当該損害が発生した月に受領した本サービスの料金の額を上限とします。
3. 本サービス契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の定める消費者契約である場合、前二項の定めは適用されません。この場合、当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負います。ただし、自らの責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではありません。
4. 前項の定めにかかわらず、当社の故意または重過失によらずして契約者に損害が生じた場合、当社は、通常生ずべき損害のみ賠償する責任を負い、逸失利益、データの消失、事業機会の喪失または中断その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負いません。また、この場合において、当社が契約者に賠償する損害の額は、契約者から当該損害が発生した月に受領した本サービスの料金の額を上限とします。

## 第10条 (契約者による解約)

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方法で通知することにより、本サービス契約を解約することができます。当該解約は、当社が解約申し込みを受領した日の属する月の末日にその効力を生じるものとします（MNPによる転出の場合は除く）。
2. 契約者が当社に対して MNP による転出を通知した場合、当該通知は、本サービス契約の解約の通知とみなされます。この場合、本サービス契約の解約日は、MNP 転出手続の完了日とします。なお、解約月の月額料金は、その全額について発生します。
3. 本サービス契約は、契約者により主契約が解約された場合、当該解約と同時に解約されるものとします。

## 第11条 (当社による解約等)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに本サービス契約並びに主契約およびこれに付随する契約を解約できます。
  - ① 契約者が本規約に違反したと当社が判断したとき
  - ② 契約者がライセンス契約に違反したとトレンドマイクロが判断したとき
  - ③ 本サービス契約を継続することが不相当と当社またはトレンドマイクロが合理的に判断したとき
2. 本サービス契約は、当社により主契約が解約された場合、当該解約と同時に解約されるものとします。
3. 契約者は、本サービス契約が解約された場合、本サービス契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

## **第 12 条 (準拠法および管轄)**

本サービス契約の準拠法は日本法とします。本サービス契約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

本規約は、2018年2月21日から実施します。

2019年9月4日一部改訂

2020年2月19日一部改訂

2020年3月31日一部改訂